

島根県報

平成20年 9 月30日 (火) 号外 第 117 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

, –							
E	島根県人事行政	(の運営等の状況の公表		(人	事	課)	
•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••	••••••	•••••	••••••
		公	 告		_		
					-		
島根県	県人事行政の週	『営等の状況の公表に関する条例 (^ュ	平成16年島根県条例第74号) 第 4 条3	第1号	の規定	こに基づき	、次σ
	県人事行政の選 公表する。	営等の状況の公表に関する条例 (^ュ	平成16年島根県条例第74号)第 4 条約	第1号	け の規	見定	見定に基づき、

平成20年9月30日

 \bigcirc

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考)18年 度の人件費率
平成19年度	人 733,123	千円 514,185,122	千円 2,783,704	千円 128,315,924	% 25.0	% 25.0

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給 上	費		1人当たり給
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	与費 B / A
平成19年度	人 13,325	千円 59,375,415	千円 12,028,683	千円 22,779,955	千円 94,184,053	千円 7,068

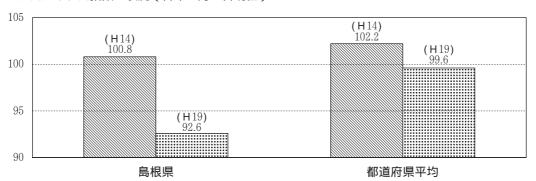
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成19年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第14号)及び職員の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第15号)(以下これらを「特例条例」という。)に基づき、平成24年 3 月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

X	分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職 手当を除く。)へのはね返り		
知	事	25%	25 %		
副	知 事	20%	20%		
常勤の	監查委員	18%	18%		
病院事	業管理者	18%	18%		
教	育 長	18%	18%		
管理職	手当受給者	10%、8%	10%、8%		
上記以	外の職員	6 %	6 %、 3 %		

エ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 | 92.6 | (平成19年4月1日現在)

(注) 平成19年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)	給与改定率
	円	円	円	%	%
	378,000	386,437	8,437	0.14	0.14
平成19年度		(362,740)	2.18%		
			(15,260)		
			(4.21%)		

(参考) 国の改定率	
%	
0.35	

- (注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス 比較した平均給与月額である。
 - 2 「公務員給与」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の額及び率である。

イ 特別給

区分	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)	年間支給月数
	月	月	月	月	月
平成19年度	4.02	4.45	0.43	0.2	4.25
		(4.19)	(0.17)		(4.35)

(参考) 国の年間支 給月数
月
4.50

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
 - 2 「公務員の支給月数」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の支給月数である。
 - 3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員(以下「管理職員」という。)の年間支給月数であり、下段の()内は管理職手当非受給職員(以下「非管理職員」という。)の年間支給月数である。
- (3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況
 - ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)
 - ⑦ 技能労務職以外

職種	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	44.1歳	-	332,005円	388,026円	358,985円
高等学校教育職	43.9歳	-	367,594円	424,849円	-
小・中学校教育職	44.5歳	-	373,953円	426,419円	-
警察職	40.8歳	-	325,916円	430,044円	353,703円

イ) 技能労務職

				公 務	員		民		間	
]	職種	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額(国 ベース)	対応する民間 の類似職種	年齢	平均給与 月額 (B)	(A) / (B)
Ē	引根県	49.0歳	268人	337,925円	383,995円	359,764円	-	-	-	-
	うち守衛	51.4歳	3人	344,500円	399,438円	367,700円	守衛	-	-	-
	うち用務員	48.8歳	52人	335,663円	376,524円	356,335円	用務員	-	-	-
	うち自動車 運転手	50.8歳	48人	345,646円	397,717円	368,696円	自家用乗用自 動車運転手	56.6歳	337,068円	1.18
	うち電話交 換手	54.8歳	6人	378,667円	427,189円	399,733円	電話交換手	1	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当 等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされて いるものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務 手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものであ る。

- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成19年職種別民間給与実態調査」において公表されて いるデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

			民	間		\$	参考		
	Rabh 1手					年収ベース(試算値の比較)			
	職種	対応する民間の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (C)	(A) / (C)	公務員 (D)	民 間 (E)	(D) / (E)	
Ē	島根県	-	-	-	-	-	-	-	
	うち守衛	守衛	62.8歳	184,600円	2.16	6,396,561円	2,573,400円	2.49	
	うち用務員	用務員	53.9歳	227,200円	1.66	6,179,323円	3,284,300円	1.88	
	うち自動車運 転手	自家用乗用自 動車運転手	48.1歳	268,100円	1.48	6,477,891円	3,667,600円	1.77	
	うち電話交換 手	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16年~18年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
 - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
 - 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公

務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の 額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		島根県	国
	大学卒	172,200円	172,200円
一般行政職	入 子 午	(161,868円)	
אַנוּ אַנוּ אַנוּ אַנוּ אַנוּ אַנוּ	高 校 卒	140,100円	
	回 1 大十	(131,694円)	
技能労務職(免 許 職)	高校卒	152,600円	-
1文化力物概(允 計 概)	同化	(143,444円)	
 技能労務職(非免許職)	高校卒	146,700円	-
1文配为1为4城(4户无印4城)	回 1 大十	(137,898円)	
高等学校教育職	大 学 卒	192,800円	-
问分子仪教育概	Д + +	(181,232円)	
小・中学校教育職	教育職大学卒	192,800円	-
小十十八双月城	Д + +	(181,232円)	
	大 学 卒	197,200円	200,000円
警察	八子干	(185,368円)	
三 宗 報	高校卒	164,700円	158,100円
	同似乎	(154,818円)	

- (注) 「島根県」の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。
- ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

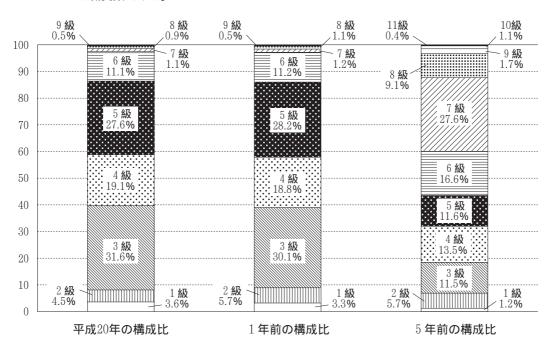
		X		分	,			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
_	般	行	政	職	大 学 卒		卒	250,543円	286,692円	346,529円
					高	校	卒	204,499円	249,915円	286,056円
技	能	労	務	職	高	校	卒	- 円	238,948円	284,425円
高	等 学	校	教 育	職	大	学	卒	287,655円	330,171円	360,007円
小	• 中:	学杉	き 教育	職	大	学	卒	283,166円	329,033円	355,626円
警		察		職	大	学	卒	268,638円	300,142円	362,801円
					高	校	卒	244,572円	280,112円	323,996円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

X	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	主事、技師	139人	3.6%
2	級	主任主事、主任技師	174人	4.5%
3	級	主任	1,217人	31.6%
4	級	企画員	737人	19.1%
5	級	グループリーダー	1,064人	27.6%
6	級	課長	430人	11.1%
7	級	課長	42人	1.1%
8	級	次長	33人	0.9%
9	級	部長	18人	0.5%

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 - 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 平成18年に11級制から 9 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ 統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を 実施している。

なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施しており、平成17年11月から 一般職についても試行を開始している。

2 昇給への勤務成績の反映状況 所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1 人当たり平均支給額(平成19年度) 1,702千円	-
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.8 月分(管理職員) 2.9 月分(非管理職員) 1.45 月分	3.0 月分 1.5 月分
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
管理職加算 15~25%	管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1.勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。

なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施し、平成17年11月から一般職 についても試行を開始している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期より人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支 給時に区分に応じて成績率(支給月数)を決定している。

相対区分	分布割合	成績率(支給月数) 6月期、12月期とも			
		部次長級	課長級		
	10%以内	1.02 月	0.85月		
	30%以内	0.965月	0.78月		
	60%以内	0.91 月	0.71月		
不良	-	0.91 月以下	0.71月以下		

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

	島	根	県		国	
(支給率)		自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年		23.50月分	30.55 月分	勤続20年	23.50月分	30.55 月分
勤続25年		33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年		47.50 月分	59.28月分	勤続 35年	47.50月分	59.28 月分
最高限度額		59.28 月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算	措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均	均支給額	5,138千円	27,510千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度		41,957千円	
支給職員1人当たり	566,980円		
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支 給 率	国の制度(支給率)
東京都 (特別区)	24人	16%	16%
大阪府大阪市	10人	13%	13%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	10人	7%	7%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	13,233人	0%	0%
医師・歯科医師	46人	13%	13%
平均3	左 給 率	13.0%	13.0%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加 重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支	給	率	国の制度(支給率)
東京都 (特別区)			18%	18%
大阪府大阪市			15 %	15%
愛知県名古屋市			12%	12%
広島県広島市			10%	10%
岡山県岡山市			3 %	3%
医師・歯科医師			15%	15%

- (注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとして いる。
- 工 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度)			442,255千円	
支給職員1人当たり平均支約	合年額(平成19年度)		61,373円	
職員全体に占める手当支給取	哉員の割合(平成19年度)		53.2%	
手当の種類 (手当数)			60	
		教員特殊業務手当		
		教育業務連絡指導手当		
	支給職員数の多い手当	死体取扱手当		
		夜間特殊業務手当(警察業務)		
化主的か手半の夕 物		捜査特別手当		
代表的な手当の名称		教員特殊業務手当		
		教育業務連絡指導手当		
	支給額の多い手当	警ら手当		
		捜査特別手当		
		夜間特殊業務手当(警察業務)		

才 時間外勤務手当

支	給	実	績(平成19年度)	1,860,427千円
職員1	人当たり	り平均支約	合年額(平成19年度)	140千円
支	給	実	績(平成18年度)	2,198,109千円
職員 1	人当たり)平均支約	合年額(平成18年度)	159千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年 度)	支給職員1 人当たり平 均支給年額 (平成19年 度)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			1,943,201	236,457
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年				
	度末)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円	円
	家賃23,000円以下の場合			608,105	195,093
	家賃 - 12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円 + 1/2×(家賃 - 23,000円)				
	持家居住者				
	新築・購入から 5 年間 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		分及び距離の	1,240,508	105,845
	最高支給限度額 55,000円		区分が異な		
	交通用具使用者		る。		
	2 キロ~78キロ以上				
	2,100円~42,600円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の		る(国:距離	293,665	332,576
	距離が80キロ以上の場合加算(距離によ		により6,000		
	(1) 4,000円~45,000円)		円 ~ 45,000		
			円)。		
初任給調整手	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な	異なる	支給対象及び	千円	円
当	職種に支給		支給額が異な	66,500	1,477,773
	支給額(月額) 2,000円~306,900円		る。		
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額		国:俸給の特	千円	円
	支給額 41,600円~130,300円		別調整額とし	925,951	620,195
			て支給		
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する	同じ	-	千円	円

	特地公署に勤務する職員に支給			207,763	438,31
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶養				
	手当の月額×1/2+その月の給料及び扶				
	養手当の月額)×4%~16%				
特地勤務手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該	同じ	-	千円	-
に準ずる手当	異動に伴って住居を移転した職員に支給			115,660	185,35
	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月				
	額×2%~6%				
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給			千円	-
	支給額 給料及び扶養手当の月額×4%			399,960	388,3
	~ 25%				
へき地手当に	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等			千円	I
準ずる手当	に異動し、当該異動に伴って住居を移転			55,680	156,40
	した職員に支給				
	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%				
	~ 4 %				
定時制通信教	高等学校で定時制又は通信制の課程の教			千円	
育手当	育に従事する教育職員に支給			46,868	426,0
	支給額 給料月額の10%				
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する			千円	
	実習授業等に従事する教育職員に支給			120,502	408,4
	支給額 給料月額の10%				
義務教育等教	小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務			千円	
員特別手当	する教育職員に支給			1,279,560	159,2
	最高支給限度額 20,200円				
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当	異なる	勤務 1 時間当	千円	
	たりの給与額×135/100		たりの給与額	155,979	87,3
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日	異なる	勤務1時間当	千円	
	の午前5時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	65,499	77,6
	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当		の算出方法が		
	たりの給与額×25/100		異なる。		
宿日直手当	支給額(勤務1回につき)	同じ	-	千円	
	2,100円~30,000円			457,347	171,9
管理職員特別	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の	同じ	-	千円	
勤務手当	必要により週休日又は休日に勤務した管			7,060	68,5
	理職員に支給				
	支給額(勤務1回につき)				
	4,000円~12,000円				
	(実働時間が6時間を超える場合6,000				

農林漁業普及	農・林・水産業等に関する専門の事項に		千円	円
指導手当	ついて、調査研究を行う職員並びに技術		40,952	240,894
	及び知識の普及指導を行う職員に支給			
	支給額 給料月額×6/100			
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は		実績なし	実績なし
	他の地方公共団体等から派遣された職員			
	に支給			
	支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			
武力攻擊災害	武力攻撃事態等に至った際、国民保護の		実績なし	実績なし
等派遣手当	ための措置の実施のため国又は他の地方			
	公共団体等から派遣された職員に支給			
	支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			

(6) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

X			5	ì	給 料	月	額	等
給	料	知		事			960,000F	日(1,280,000円)
MĀ ·	ተ	副	知	事			800,000F	日(1,000,000円)
		議		長			768,000F	960,000円)
報i	酬	副	議	長			709,750F	9 (835,000円)
		議		員			654,500 F	9 (770,000円)
		知		事	(平成19年度支給割合)			
		副	知	事	3.20月分			
期末手	714	出	納	長				
期 木 士:	= [議		長	(平成19年度支給割合)			
		副	議	長	3.20月分			
		議		員				
					(算定方式)	(1期	の手当額)) (支給時期)
13日 124 千 1	υ.	知		事	128万円×在職月数×0.6	3,6	86.4万円	任期毎
退職手	╛	副	知	事	100万円×在職月数×0.43	2	,064万円	任期毎
		備		考	知事については10%、副知	事につ	いては59	6のカットを実施

- (注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(単位:人)(各年4月1日現在)

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

			. 分	職員	 員 数	対前年	
			·)]				主 な 増 減 理 由
部	門			平成20年	平成19年	増減数	
		議	슰	23	23	0	
		総	務	588	607	19	事務事業の見直し
	-	税	務	125	130	5	事務事業の見直し
普	般	民	生	260	275	15	事務事業の見直し、福祉事務所廃止縮小
通	行	衛	生	458	463	5	育休代替職員減
-	政	労	働	69	71	2	事務事業の見直し
会	部	農林	水産	999	1,040	41	公共事業の削減
計	門	商	I	174	171	3	産業振興・企業立地部門強化
部		土	木	921	937	16	公共事業の削減
門		言	ŀ	3,617	3,717	100	(参考:人口10万人当たり職員数 493.37人)
	教	育部	門	7,945	8,026	81	生徒数減による学級数の減少
	警	察部	門	1,764	1,778	14	退職者の増加
	小		計	13,326	13,521	195	(参考:人口10万人当たり職員数1,817.70人)
45	病		院	848	845	3	欠員補充
公営企業等会計部門	水		道	30	29	1	「その他」部門との調整(2)、事務事業の見直し
業							(1)
会	下	水	道	19	21	2	事務事業の見直し
部	そ	の	他	65	67	2	「水道」部門との調整
175	/ls		≐ ∔	962	962	0	

0

195

[138] (参考:人口10万人当たり職員数1,948.92人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

962

14,288

962

14,483

2 **[**] 内は、条例定数の合計である。

[15,531] [15,393]

イ 職員の任免に関する状況

小

合

計

計

⑦ 平成20年度及び平成19年度の職種別採用者数

		_		X	分	平成20年度	平 成 1	9 年 度
職	種					H20.4.1	H19.4.1	H19.4.2~H20.3.31
_	般	1 -	Ī	政	職	42人	36人	27人
警		察	₹		職	69	71	22
高	等 学	杉	え 孝	対 育	職	46	40	
小・中学校教育職			教 育	職	132	78		
		沒		事	職	1	3	
			研	究	職	6	5	1
そ	の 1	也	医	療	職	11	10	4
			技	能労和	务職			
			そ	の	他	39	52	47
		i	t			346	295	101

- (注) 1 職種区分は、「平成20年度地方公務員給与実態調査」による。
 - 2 職種区分の「その他」のうちの、「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。
 - 3 職種区分の「一般行政職」及び「医療職」のうちの「H19.4.2~H20.3.31」には、育休代替職員を含む(一般行政職22名、研究職1名及び税務職1名)。

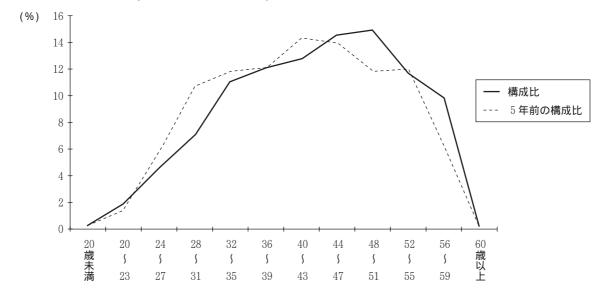
(イ) 平成19年度職種別事由別離職者数

(単位:人)

	区分			-1 N=	44.5		そ	0	他	
職	種	合計	定年 退職	勧奨 退職	普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職者
_	般 行 政 職	184	61	80	32				11	
警	察職	98	48	8	38				4	
高等	等学校教育職	92	56	10	21	1			2	2
小,	・中学校教育職	136	70	35	30		1			
	海 事 職	3	1		1				1	
そ	研 究 職	11	8		3					
の	医 療 職	17	11	4	2					
他	技能労務職	18	13	5						
	そ の 他	71	9	28	33				1	
	計	630	277	170	160	1	1		19	2

- (注) 1 職種区分は「平成20年度地方公務員給与実態調査」による。
 - 2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。
 - 3 「勧奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて離職することをいう。
 - 4 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。
 - 5 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。
 - 6 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをい う。
 - 7 「失職」とは、職員が法定の欠格事項(地方公務員法第16条各号(第3号を除く。)に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの)に該当して離職することをいう。
 - 8 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4 及び第28条の5 の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ≀ 23歳	24歳 ≀ 27歳	28歳 ≀ 31歳	32歳 ≀ 35歳	36歳 ≀ 39歳	40歳 ≀ 43歳	44歳 ≀ 47歳	48歳 ≀ 51歳	52歳 ≀ 55歳	56歳 ≀ 59歳	60歳 以上	計	
職員数	人 31	人 251	人 638	人 998	人 1,565	人 1,721	人 1,815	人 2,067	人 2,127	人 1,653	人 1,395	人 27	人 14,288	

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

⑦ 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年 4 月 1 日 職員数	純減	数	純	減	率	
人 15,013	人 13,742		人 1,271				% 8.5

(参考1) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計 画	期間	数 値 目 標
始 期	終期	数 値 目 標
亚式17年 / 日 1 日	亚世22年 4 日 1 日	総定員(一般行政部門+特別行政部門+公営企業等)ベースで8.5
平成17年4月1日	平成22年4月1日	%の減

(参考2) 平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計 画	期間	数 値 目 標
始 期	終期	
亚武15年 4 日 1 日	亚世94年 4 日 1 日	一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)で
平成10年4月1日	平成24年4月1日	1,000人の純減 (20%)

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

	区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年~20年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2 年目	3 年目	計	数値目標H22
一般行政	職員数	3,917	3,795	3,717	3,617	-	3,460
一 70又 1」 以	増 減		122	78	100	300 (65.65%)	457
教育	職員数	8,379	8,277	8,026	7,945	-	7,562
	増 減		102	251	81	434 (53.12%)	817
警察	職員数	1,755	1,751	1,778	1,764	-	1,758
言	増減		4	27	14	9 (-)	3
公営企業等会計	職員数	962	981	962	962	-	962
公吕正未守云司	増減		19	19	0	0 (-)	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	14,288	-	13,742
ĒΤ	増減		209	321	195	725 (57.04%)	1,271

- (注) 1 計画期間は、平成17年~22年の5年間である。
 - 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 - 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年まで の職員増減数の累計を示す。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

⑦ 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6 %	6 %、 3 %

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) **決算**

区分	総	費	用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成19年度		968	千円 8,662	千円 383,356	千円 243,180	% 25.1	% 24.5

	THE 100		給 上	費		
区分	職 員 数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	1 人当たり給 与費 B / A
平成19年度	人 30	千円 117,915	千円 21,253	千円 48,197	千円 187,365	千円 6,246

- (注) 1 「職員手当」には退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

	X	分		平均年齢	基本給	平均月収額
水	道	事	業	42.8歳	332,489円	536,375円
(参考)一般行政職		政職	44.1歳	345,644円	525,701円	

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
- (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(水道事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,607千円	1,702千円
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分	期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5 ~ 20%
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当(平成20年4月1日現在)

島根	県(企業局職員)		島	根果		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特	持例措置(2~20%	加算)	定年前早期退職特例	措置(2~20%	加算)	
1人当たり平均支約	合額	28,610千円	1人当たり平均支給額	5,138千円	27,510千円	

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度から平成19年度までの間に 勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平 均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した全職種の職員の退職 手当の平均額である。

- (c) 地域手当(平成20年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度)	1,023千円				
支給職員1人当たり平均支給			78,665円		
職員全体に占める手当支給取)			43.3%	
手当の種類 (手当数)				4	
TWOAT	特殊現場作業従事手当	水質検査第	養務従事手当	用地等交渉手当	夜間特
手当の名称 	殊業務手当				

(e) 時間外勤務手当

支	給	実	績(平成19年度)	4,671千円
職員1	人当た	156千円		
支	給	実	績(平成18年度)	6,437千円
職員1	1人当たり	201千円		

(f) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年 度)	支給職員1 人当たり平 均支給年額 (平成19年 度)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			4,125	242,647
	配偶者のない場合の1人 11,000円					
	特定期間(満16歳年度初め7	から満22歳				
	年度末)の子の加算	5,000円				
住居手当	借家・借間居住者		同じ	-	千円	円
	家賃23,000円以下の場合				950	105,500
	家賃	- 12,000円				
	家賃23,000円を超える場合					
	11,000円+1/2×(家賃	-23,000円)				
	持家居住者					
	新築・購入から5年間	2,500円				
通勤手当	交通機関利用者		異なる	交通用具の区	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の	の価額		分及び距離の	2,819	112,762
	最高支給限度額	55,000円		区分が異な		
	交通用具使用者			る。		
	2 キロ~78キロ以上					
	2,100円					
	自動四輪車以外の場合は	半額				
単身赴任手	支給額	23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円

1		1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	i	
当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間		る(国:距離	774	258,000
	の距離が80キロ以上の場合加算(距離		により6,000		
	により4,000円~45,000円)		円 ~ 45,000		
			円)。		
初任給調整	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
手当	な職種に支給		支給額が異な		
	支給額(月額) 2,000円~306,900円		る。		
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の		国:俸給の特	千円	円
	定額		別調整額とし	3,895	649,142
	支給額 41,600円~130,300円		て支給		
特地勤務手	離島その他の生活の不便な地に所在す	同じ	-	実績なし	実績なし
当	る特地公署に勤務する職員に支給				
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶				
	養手当の月額×1/2+その月の給料及				
	び扶養手当の月額)×4%~16%				
特地勤務手	特地公署又は準特地公署に異動し、当	同じ	-	実績なし	実績なし
当に準ずる	該異動に伴って住居を移転した職員に				
手当	支給				
	支給額 異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×2%~6%				
休日勤務手	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	当たりの給与額×135/100		たりの給与額	1,495	135,904
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務手	正規の勤務時間として午後10時から翌	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	日の午前5時までの間に勤務した時支		たりの給与額	1,498	166,407
	給		の算出方法が		
	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間		異なる。		
	当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	支給額(勤務1回につき)	同じ	-	実績なし	実績なし
	2,100円~30,000円				
管理職員特	臨時又は緊急の必要その他公務の運営	同じ	-	実績なし	実績なし
別勤務手当	の必要により週休日又は休日に勤務し				
	た管理職員に支給				
	支給額(勤務1回につき)				
	4,000円~12,000円				
	(実働時間が 6 時間を超える場合				
	6,000円~18,000円)				

ウ 工業用水道事業

- a 職員給与費の状況
- (a) **決算**

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成19年度	千円	千円	千円	%	%
	212,764	24,415	34,584	16.3	15.9

	74h = 1/4		<u> </u>	費		
区分	職 員 数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	1人当たり給 与費 B/A
平成19年度	人 6	千円 20,881	千円 5,343	千円 8,360	千円 34,584	千円 5,764

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	39.2歳	316,806円	486,583円
(参考)一般行政職	44.1歳	345,644円	525,701円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
- (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(工業用水道事業)	島 根 県
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,393千円	1,702千円
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分	期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5 ~ 20 %
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成20年4月1日現在)

島根	県(企業局職員)		島	根県		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	23.50月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続 35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特	持例措置(2~20%	加算)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
1人当たり平均支給	合客頁	28,610千円	1人当たり平均支給額	5,138千円	27,510千円	

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度から平成19年度までの間に 勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平 均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した全職種の職員の退職 手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成20年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度)			390千円		
支給職員1人当たり平均支約		(97,515円		
職員全体に占める手当支給駆			66.7%		
手当の種類 (手当数)					4
エ 业の 夕 税	特殊現場作業従事手当	水質検査業	養務従事手当	用地等交渉手当	夜間特
手当の名称	殊業務手当				

(e) 時間外勤務手当

支	給	実	績(平成19年度)	1,718千円
職員 1	人当たり	286千円		
支	給	実	績(平成18年度)	2,089千円
職員 1	人当たり	348千円		

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- (f) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年 度)	支給職員 1 人当たり平 均支給年額 (平成19年 度)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			879	175,800
	配偶者のない場合の1人	11,000円				
	特定期間(満16歳年度初めか	ら満22歳				
	年度末)の子の加算	5,000円				

住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円	円
	家賃23,000円以下の場合			324	324,000
	家賃 - 12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
	持家居住者				
	新築・購入から 5 年間 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		分及び距離の	704	176,100
	最高支給限度額 55,000円		区分が異な		
	交通用具使用者		る。		
	2 キロ~78キロ以上				
	2,100円~42,600円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	実績なし	実績なし
当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間		る(国:距離		
	の距離が80キロ以上の場合加算(距離		により6,000		
	により4,000円~45,000円)		円 ~ 45,000		
			円)。		
初任給調整	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
手当	な職種に支給		支給額が異な		
	支給額(月額) 2,000円~306,900円		る。		
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の		国:俸給の特	実績なし	実績なし
	定額		別調整額とし		
	支給額 41,600円~130,300円		て支給		
特地勤務手	離島その他の生活の不便な地に所在す	同じ	-	実績なし	実績なし
当	る特地公署に勤務する職員に支給				
	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶				
	養手当の月額×1/2+その月の給料及				
	び扶養手当の月額)×4%~16%				
特地勤務手	特地公署又は準特地公署に異動し、当	同じ	-	実績なし	実績なし
当に準ずる	該異動に伴って住居を移転した職員に				
手当	支給				
	支給額 異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×2%~6%				
休日勤務手	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	当たりの給与額×135/100		たりの給与額	738	184,572
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務手	正規の勤務時間として午後10時から翌	異なる	勤務1時間当	千円	F
当	日の午前5時までの間に勤務した時支		たりの給与額	589	147,290
	給	1	の算出方法が		

	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間		異なる。		
	当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	支給額(勤務1回につき)	同じ	-	実績なし	実績なし
	2,100円~30,000円				
管理職員特	臨時又は緊急の必要その他公務の運営	同じ	-	実績なし	実績なし
別勤務手当	の必要により週休日又は休日に勤務し				
	た管理職員に支給				
	支給額(勤務1回につき) 4,000円				
	~12,000円(実働時間が6時間を超え				
	る場合6,000円~18,000円)				

田 電気事業

- a 職員給与費の状況
- (a) **決算**

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成19年度	千円	千円	千円	%	%
	1,129,893	47,863	429,640	38.0	37.2

	774h 🖂 1444		<u> </u>	- 費		4 1 1/4 5 10 64
区分	職 員 数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	1 人当たり給 与費 B / A
平成19年度	人 51	千円 203,042	千円 39,687	千円 83,770	千円 326,499	千円 6,279

- (注) 1 「職員手当」には退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

	X	分		平均年齢	基本給	平均月収額
電	気	事	業	43.2歳	343,477円	523,826円
(参	考)-	一般行	政職	44.1歳	345,644円	525,701円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(電気事業)	島 根 県
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,626千円	1,702千円
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.8 月分(管理職員) 2.9 月分(非管理職員) 1.45 月分	2.8 月分(管理職員) 2.9 月分(非管理職員) 1.45 月分
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5 ~ 20%
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当(平成20年4月1日現在)

島根	県(企業局職員)		島	根県	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例拮	昔置(2~20%	加算)
1人当たり平均支給	額	28,610千円	1人当たり平均支給額	5,138千円	27,510千円

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成17年度から平成19年度までの間に 勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平 均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した全職種の職員の退職 手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成20年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度)		2,	,080千円		
支給職員1人当たり平均支約		,	79,985円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)					50.0%
手当の種類 (手当数)					4
TWO 67 th	特殊現場作業従事手当	水質検査第	養務従事手当	用地等交渉手当	夜間特
手当の名称	殊業務手当				

(e) 時間外勤務手当

支	給	実	績(平成19年度)	11,815千円
職員	人当たり	232千円		
支	給	実	績(平成18年度)	18,829千円
職員	1人当たり	355千円		

(f) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年 度)	支給職員1 人当たり平 均支給年額 (平成19年 度)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			8,246	266,000
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳				
	年度末)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円	円
	家賃23,000円以下の場合			896	128,000
	家賃 - 12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
	持家居住者				
	新築・購入から 5 年間 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		分及び距離の	4,427	102,948
	最高支給限度額 55,000円		区分が異な		
	交通用具使用者		る。		
	2 キロ~78キロ以上				
	2,100円~42,600円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間		る(国:距離	2,268	324,000
	の距離が80キロ以上の場合加算(距離		により6,000		
	により4,000円~45,000円)		円 ~ 45,000		
			円)。		
初任給調整	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
手当	な職種に支給		支給額が異な		
	支給額(月額) 2,000円~306,900円		る。		
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の		国:俸給の特	千円	円
	定額		別調整額とし	4,630	771,626
	支給額 41,600円~130,300円		て支給		
特地勤務手	離島その他の生活の不便な地に所在す	同じ	-	実績なし	実績なし

当	る特地公署に勤務する職員に支給				
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶				
	養手当の月額×1/2+その月の給料及				
	び扶養手当の月額)×4%~16%				
特地勤務手	特地公署又は準特地公署に異動し、当	同じ	-	実績なし	実績なし
当に準ずる	該異動に伴って住居を移転した職員に				
手当	支給				
	支給額 異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×2%~6%				
休日勤務手	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	当たりの給与額×135/100		たりの給与額	2,773	138,672
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務手	正規の勤務時間として午後10時から翌	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	日の午前5時までの間に勤務した時支		たりの給与額	2,552	134,322
	給		の算出方法が		
	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間		異なる。		
	当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	支給額(勤務1回につき)	同じ	-	実績なし	実績なし
	2,100円~30,000円				
管理職員特	臨時又は緊急の必要その他公務の運営	同じ	-	実績なし	実績なし
別勤務手当	の必要により週休日又は休日に勤務し				
	た管理職員に支給				
	支給額(勤務1回につき)				
	4,000円~12,000円				
	(実働時間が 6 時間を超える場合				
	6,000円~18,000円)				

イ 病院局

ア 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第7号)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%, 8%	10%、8%
上記以外の職員	6 %	6 %、 3 %

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) **決算**

区分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成19年度	千円 18,856,831	千円 594,228	千円 7,476,241	% 39.6	% 42.7

	74b = 10		給 上	費		
区分	職 員 数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	1人当たり給 与費 B/A
平成19年度	人 831	千円 3,229,951	千円 1,166,439	千円 1,243,998	千円 5,640,388	千円 6,787

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

	X	分		平均年齢	基本給	平均月収額
医			師	44.0歳	535,320円	1,138,907円
看	諺	Ė	師	34.8 歳	273,650円	421,949円
事	務	職	員	41.4歳	330,217円	525,405円
(参	考)-	般行政	玫職	44.1歳	345,644円	525,701円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(病院事業)	島 根 県
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,434千円	1,702千円
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分	期末手当 勤勉手当 2.8 月分(管理職員) 1.45 月分 2.9 月分(非管理職員) (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5 ~ 20 %
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成20年4月1日現在)

島根り	県 (病院事業)		島	根県	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50月分	59.28 月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例	 措置(2~20%	加算)
1人当たり平均支給額	1,839千円	25,775千円	1人当たり平均支給額	5,138千円	27,510千円

- (注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) **地域手当(平成20年4月1日現在)**

支給実績(平成19年月	71,538千円				
支給職員1人当たり立	701,355円				
支給対象地域・職種	支	給	率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師			13%	102人	0%
県内全市町村			0%	746人	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支 給 率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	0%

- (注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げること としている。
- (d) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度)	230,880千円	
支給職員1人当たり平均支約	309,087円	
職員全体に占める手当支給	88.1%	
手当の種類 (手当数)	13	
	有害物取扱手当 特殊現場作業従	事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作
手当の名称	業等従事手当 死体取扱手当 精神	申保健業務手当 夜間特殊業務手当 放
于自00名称	射線取扱業務等従事手当 機能回復	复訓練従事手当 医師手当 病院業務従
	事手当 航空業務従事手当 浄化村	曹管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支	給	実	績(平成19年度)	370,824千円
職員1	人当たり)平均支約	合年額(平成19年度)	446千円
支	給	実	績(平成18年度)	356,374千円
職員1	人当たり	り平均支約	合年額(平成18年度)	426千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- (f) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年 度)	支給職員1 人当たリ平 均支給年額 (平成19年 度)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			71,640	202,373
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間 (満16歳年度初めから満22歳				
	年度末)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円	円
	家賃23,000円以下の場合			75,423	226,497
	家賃 - 12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
	持家居住者				
	新築・購入から 5 年間 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		分及び距離の	51,352	79,616
	最高支給限度額 55,000円		区分が異な		
	交通用具使用者		る。		
	2 キロ~78キロ以上				
	2,100円~42,600円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間		る(国:距離	46	46,000
	の距離が80キロ以上の場合加算(距離		により6,000		
	により4,000円~45,000円)		円 ~ 45,000		
			円)。		
初任給調整	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難	異なる	支給対象及び	千円	千円
手当	な職種に支給		支給額が異な	265,935	2,741,594
	支給額(月額) 2,000円~306,900円		る。		
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の		国:俸給の特	千円	円
	定額		別調整額とし	37,032	822,922
	支給額 41,600円~137,700円		て支給		
特地勤務手	離島その他の生活の不便な地に所在す	同じ	-	実績なし	実績なし
当	る特地公署に勤務する職員に支給				
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶				
	養手当の月額×1/2+その月の給料及				
	び扶養手当の月額)×4%~16%				
特地勤務手	特地公署又は準特地公署に異動し、当	同じ	-	実績なし	実績なし

当に準ずる	該異動に伴って住居を移転した職員に				
手当	支給				
	支給額 異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×2%~6%				
休日勤務手	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	当たりの給与額×135/100		たりの給与額	8,976	36,637
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務手	正規の勤務時間として午後10時から翌	異なる	勤務1時間当	千円	円
当	日の午前5時までの間に勤務した時支		たりの給与額	69,726	134,606
	給		の算出方法が		
	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間		異なる。		
	当たりの給与額×25/100				
宿日直手当	支給額(勤務1回につき)	同じ	-	千円	円
	2,100円~30,000円			67,410	385,201
管理職員特	臨時又は緊急の必要その他公務の運営	同じ	-	実績なし	実績なし
別勤務手当	の必要により週休日又は休日に勤務し				
	た管理職員に支給				
	支給額(勤務1回につき)				
	4,000円~12,000円				
	(実働時間が 6 時間を超える場合				
	6,000円~18,000円)				

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間(標準)

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	
40時間	8 時間	8:30	17:15	12:15~13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の 勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種 類	概 要
	1年(暦年)につき20日
年次有給休暇	年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことが
	できる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要
公务场内守外收	と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたとき
私傷病休暇	は、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間
	は有給休暇
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
	産前:8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が
産前産後休暇	請求した場合 出産の日までの請求した期間
	産後:女子職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
声	本人の結婚:7日以内 妻の出産:3日以内 忌引:配偶者10日以内、父母7日以内(血
慶弔休暇	族)等 父母、配偶者及び子の祭日:年各々1日
	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障が
介護休暇	ある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給
	与は減額
/± 01/+ 00	特別休暇は、風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年
特別休暇	に達しない生児を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限って与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2 号)、島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員 の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇 に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種類	付 与 日 数			
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間			
ボランティア休暇	5 日以内			
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳~3歳まで60分以内(30分を単位とし			
自元时间	て2回に分けて取得可)満1才まで:1日2回それぞれ60分以内			
男性職員の育児参加のための位	木暇 5 日以内			
子の看護のための休暇	5日以内(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は6日			
丁の省段のための体験	以内)			
就業禁止(安衛法第68条)	必要と認める期間			
妊娠障害(つわり)	2 週間以内			

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合 計	
勤務実績がよくない場合	人	人	人	人	人	
(地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合						
(地方公務員法第28条第1項第2号)	0	0	44	0	44	
(地方公務員法第28条第2項第1号)						
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	
(地方公務員法第28条第1項第3号)	U	0	0	U	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	44	0	44	

教育委員会

処分の種類 処分事由	降任	免 職	休職	降給	合 計
勤務実績がよくない場合	人	人	人	人	人
(地方公務員法第28条第1項第1号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合					
(地方公務員法第28条第1項第2号)	0	0	132	0	132
(地方公務員法第28条第2項第1号)					
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第28条第1項第3号)	0	U	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	132	0	133

(注) 県費負担教職員含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合 計
勤務実績がよくない場合	人	人	人	人	人
(地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合					
(地方公務員法第28条第1項第2号)	0	0	3	0	3
(地方公務員法第28条第2項第1号)					
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第28条第1項第3号)	0	U	U	U	U
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	3	0	3

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類処分事由	戒告	減 給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合	人	人	人	人	人
(地方公務員法第29条第1項第1号)	0	0	3	0	3
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った					
場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の					
あった場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第29条第1項第3号)					
合 計	0	0	3	0	3

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合	人	人	人	人	人
(地方公務員法第29条第1項第1号)	0	0	2	1	3
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った					
場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の					
あった場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第29条第1項第3号)					
合 計	0	0	2	1	3

(注) 県費負担教職員含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	戒告	減 給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合	人	人	人	人	人
(地方公務員法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った					
場合	0	0	0	0	0
(地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の					
あった場合	1	0	0	0	1
(地方公務員法第29条第1項第3号)					
合 計	1	0	0	0	1

(3) 職員の服務の状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

	区分				総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
				A (日)	В (日)	C (人)	B / C (日)	B/A (%)	
知	事	部	局	等	157,173	43,459	4,006	10.8	27.7
教	育	委	員	슰	110,301	30,887	2,859	10.8	28.0
警	察		本	部	67,080	11,370	1,677	6.8	16.9
	合		計		334,554	85,716	8,542	10.0	25.6

(注) 対象期間:暦年(平成19年1月1日~平成19年12月31日)

イ 育児休業の取得状況

区分								育児休業取得者	数	部分休業取得者数										
스				刀	ח				うち両休業	美取得者数										
					男	性	職	昌	人0		0人		人0							
知	事	立(7	局	1 44	五		멮	貝	0		0		0							
ᄱ	尹	部	回	等	女	₩	職	吕	58		0		0							
						性	叫此	貝	58		0		0							
		委				性	職	員	1		0		0							
教	育		員	_		Ή±	40%	貝	0		0		0							
教	Ħ		貝	会		、性	職		134		0		1							
							멮	,只	153		0		0							
				⊢ 57	男	性	H立L		0		0		0							
警	察		*		∵ 7	五	7 1 生	1±	職員	貝	0		0		0					
言	杂			₹ .	^	本	平	4	4	4	部		44	H±L		6		0		0
					女!	X II	性耳	職員	貝	7		0		0						
計								199		0		1								
								218		0		0								

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成19年度に新

たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成18年度から19年度に かけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇	休暇の取得形式		
		取得者数	全日型中心	時間型中心	
知事部局等	男性職員	0	0	0	
지 亊 마 厄 ㅎ	女性職員	1	1	0	
教育委員会	男性職員	5	4	1	
教 月 安 貝 云	女性職員	11	10	1	
数 宛 🛨 切	男性職員	2	2	0	
警察本部	女性職員	1	1	0	
計		20	18	2	

		介護休暇承認期間						
		1月以下	1月超え 2月超え 3月超え 4月		4月超え	5 月超え		
		⊥月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	り月起ん	
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0	
ᄱᆍᆔဨᇴ	女性職員	0	0	0	0	0	1	
教育委員会	男性職員	3	1	1	0	0	0	
教 月 安 貝 云	女性職員	3	5	0	0	0	3	
敬痴士如	男性職員	1	1	0	0	0	0	
警察本部	女性職員	1	0	0	0	0	0	
計		8	7	1	0	0	4	

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員(自治研修所)

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
新規採用職員	9	32	317	市町村職員含む。
採用2年目	2	4	15	
一般職員第 課程	6	12	187	市町村職員含む。
一般職員第 課程	9	18	308	市町村職員含む。
新任主任	3	6	128	
中堅職員	8	16	312	市町村職員含む。
新任係長	5	10	133	市町村職員対象
新任企画員	3	6	97	
新任G L	4	6	153	
新任課長補佐	2	4	107	市町村職員対象
新任課長	3	6	150	市町村職員含む。
課長3年目	4	4	117	市町村職員含む。
特別研修	45	83	1,314	24講座(法務能力開発等)市町村職員含む。

教育職員(松江教育センター・浜田教育センター)

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任者	27	52	521	第 回~第 回、宿泊研修会
経験者	14	36	477	6年目研修、11年目研修
管理職	31	41	1,582	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	35	36	2,480	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	44	76	1,187	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	72	119	2,070	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象:小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育職員 警察職員(警察学校)

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任科	3	652	76	短期課程(6月)、長期課程(10月)
一般職員初任科	1	24	5	警察主事対象
初任補修科	3	200	87	短期課程(2月)、長期課程(3月)
警部補・巡査部長任用科	2	23	38	
部門別任用科	4	77	40	刑事、交通、警備
専科(業務に直結)	28	187	314	交通事故事件捜査、被害者対策等

イ 勤務成績の評定状況

	X	分	項目	評定回数	評定時期	評定対象者数
ήΠ	市 郊		人事評価(管理職)	2	19年10月、20年3月	515人
ᄱ	知 事 部	问 守	勤務評定(一般職)	1	19年11月	3,968人
			人事評価 (管理職)	2	19年9月、20年3月	112人
教	育 委	員 会	勤務評定(一般職)	1	19年11月	584人
			勤務評定(県立学校教育職員)	1	20年2月	2,028人
警		察	勤務評定	1	19年12月	1,643人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況	総括安全領	前生管理者	安全管	管理者	衛	生管理	者	安全衛生	推進者等
	専任すべ き事業場 数	うち専任 事業場数	専任すべ き事業場 数	うち専任 事業場数	専任すべ き事業場 数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべ き事業場 数	うち専任 事業場数
区分	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(人)	(箇所)	(箇所)
知事部局等	(箇所) 5	(箇所)	(箇所)	(箇所) 7	(箇所)	(箇所)	(人) 25	(箇所) 51	(箇所) 51
	-	(1 1 1 1					()		

選任状況	況		産業	美 医			委	員	会	
			性	k (5		衛生勢	委員会	安全氨	長員会	左のうち、
		専任すべ	うち専任		実専任者	設置すべ	うち設置	設置すべ	うち専任	安全衛生委員会として
		き事業場	事業場数	専任者数	数	き事業場	事業場数	き事業場	事業場数	設置してい
		数	尹未物奴		ΣX	数	尹未物奴	数	尹未物奴	る事業場数
区分		(箇所)	(箇所)	(人)	(人)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)
知事部局:	等	19	19	19	12	19	19	7	7	7
教育委員	会	32	32	32	32	32	32	0	0	0
警察本	部	8	8	8	7	8	6	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事 ※ 夕		決算額
事業名	事業の概要・目的	(千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・	11,681
	運営を行う。	
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開	3,023
	催や、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等を行う。	
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持及び増進に関して適切なアドバ	28
	イスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるよ	5,146
	うに職員相談、専門相談、研修等を実施する。	
心身の健康保持増進事業	職員の心身の健康保持増進を図ることにより、職員の親睦と活力の向上	6,228
	を養うことを目的とし、スポーツ及び文化事業を実施する。	
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を	0
	実施する。	
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断	51,592
	を実施する。	
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服(作業衣、白衣等)を貸	2,287
	与する。	
合 計		79,985

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額
尹 未 石	事 未 の 似 女 ・ 日 的	(千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催	2,579
	や衛生管理者、産業医を配置、またそれに伴う研修等を行う。	
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対しての適切なアドバイスが受けられるよ	507
	うに、講習会や健康相談等を実施する。	
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよ	651
	う、専門相談や研修会等を実施する。	
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことがで	60,840
	きるよう、各種法定健康診断等を実施する。	
合 計		64,577

警察本部

声 ** 夕	事 类 の 榧 西	決算額
事業名	事業の概要・目的	(千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開	5,690
	催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイ	1,316
	スが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるよ	551
	うに職員相談、専門相談、研修等を実施する。	
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を	127
	実施する。	
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断	20,416
	を実施する。	
合 計		28,100

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部	『局等	教育委	長員会	警察本部			
(法定検診)	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者		
定期健康診断	2,640人	2,514人	3,756人	3,503人	1,186人	1,186人		
採用時健康診断	24	24	114	114	90	90		
結核健康診断	0 0		0	0	0	0		

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度中において人事委員会からの措置の要求はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成19年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。

- 3 人事委員会の報告について
 - (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 - ア 競争試験
 - ア 採用試験
 - a 試験実施概要

÷-2-F-A - O			試	験 日	 程	試験	 内 容
試験の	試験区分	受 験 資 格	双八世田	第1次	第 2 次	\$\$ 1 \A ±±εΑ	答 0 ソクナポド 会
種類			受付期間	試験	試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業	行政・心	昭和53年4月2日	5月14日	6月24日	7月24日	教養試験	人物試験
程度試験	理・土木・	から昭和61年4月	から6月		から7月	五肢択一式	個別面接
	農業・建	1日までに生まれ	1日まで		25日まで	50問150分	集団討論
	築・化学・	た者				専門試験	(行政)
	警察事務	昭和61年4月2日				五肢択一式	論文試験
		以降に生まれた者				40問120分	適性検査
		で、学校教育法に					身体検査
		よる大学を卒業し					
		た者又は平成20年					
		3月31日までに卒					
		業見込みの者					
高校卒業	一般事務・	(学校事務A)	7月30日	9月23日	10月21日	教養試験	人物試験
程度試験	学 校 事 務	昭和53年4月2日	から8月		から10月	五肢択一式	個別面接
	(出雲) A	から昭和61年4月	31日まで		23日まで	50問120分	作文試験
	B・学校事	1日までに生まれ					適性検査
	務(石見)	た者					身体検査
	AB・警察	(学校事務Aを除					
	事務	く試験区分)					
		昭和61年4月2日					
		から平成2年4月					
		1日までに生まれ					
		た者					
資格免許	看護師	昭和54年4月2日	6月14日	8月4日	なし	教養試験	なし
職試験		から昭和63年4月	から7月	から8月		五肢択一式	
		1日までに生まれ	13日まで	6日まで		50問150分	
		た者で、看護師の				専門試験	
		免許を有する者				五肢択一式	
		(取得見込みの者				40問120分	
		を含む。)				人物試験	
						個別面接	
						作文試験	
						適性検査	
						身体検査	
	保健師	昭和53年4月2日	7月30日	9月23日	10月21日	教養試験	人物試験

	から昭和62年4月	から8月		から10月	五肢択一式	個別面接
	1日までに生まれ	31日まで		23日まで	50問150分	作文試験
	た者で、保健師の				専門試験	適性検査
	免許を有するもの				五肢択一式	身体検査
	(取得見込みの者				40問120分	
	を含む。)					
診療放射線	昭和54年4月2日	同上	同上	同上	同上	同上
技師	から昭和62年4月					
	1日までに生まれ					
	た者で、診療放射					
	線技師の免許を有					
	するもの(取得見					
	込みの者を含					
	む。)					
管理栄養士	昭和53年4月2日	同上	同上	同上	同上	同上
	から昭和61年4月					
	1日までに生まれ					
	た者で、管理栄養					
	士の免許を有する					
	もの (取得見込み					
	の者を含む。)					
助産師(第	昭和53年4月2日	同上	同上	同上	同上	同上
1回)	から昭和62年4月					
	1日までに生まれ					
	た者で、助産師の					
	免許を有するもの					
	(取得見込みの者					
	を含む。)					
言語聴覚士	昭和54年4月2日	同上	同上	同上	同上	同上
	から昭和62年4月					
	1日までに生まれ					
	た者で、言語聴覚					
	士の免許を有する					
	もの(取得見込み					
	の者を含む。)					
臨床工学技	昭和54年4月2日	同上	同上	同上	同上	同上
±	から昭和62年4月					
	1日までに生まれ					
	た者で、臨床工学					
	技士の免許を有す					
	るもの(取得見込					
	みの者を含む。)					
1	, ,	I	l	I		

	司書	昭和55年4月2日 から昭和63年4月 1日までに生まれ た者で、司書の資 格を有するもの (取得見込みの者	同上	同上	同上	同上	同上
	助産師(第2回)	を含む。) 昭和53年4月2日 から昭和62年4月 1日までに生まれ た者で、助産師の 免許を有するもの (取得見込みの者 を含む。)	12月5日 から平成 20年1月 11日まで	1月26日 から1月 27日まで	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接	なし
警察 (10月採 用・大学 卒)試験	警察官	昭和51年4月2日 から昭和60年4月 1日までに生まれ た男性で、学校教	4月2日 から4月 27日まで	5月13日	7月1日 から7月 2日まで	作文試験 適性検査 身体検査 教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
		育法による大学を 卒業した者(9月 30日までに卒業見 込みの者を含 む。) 昭和60年4月2日				查	身体検査
察察察	警察官	以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(9月30日までに卒業見込みの者を含む。) 昭和52年4月2日	5月7日	7月9日	8月26日	同上	同上
(大学)試験		から昭和61年4月 1日までに生まれ た者で、学校教育 法による大学を卒 業した者(卒業見 込みの者を含 む。) 昭和61年4月2日	から 6 月 8 日まで		から 8 月 29日まで		

		以降に生まれた者					
		で、大学を卒業し					
		た者(卒業見込み					
		の者を含む。)					
警察官	警察官	昭和52年4月2日	7月9日	9月16日	11月4日	教養試験	同上
(高校卒		から平成2年4月	から8月		から11月	五肢択一式	
業程度)		1日までに生まれ	3日まで		6日まで	50問120分	
試験		た者(ただし、学				身体・体力検	
		校教育法による大				查	
		学を卒業した者及					
		び卒業見込みの者					
		を除く。)					
警察官	武道A(大	次のア又はイに該	9月5日	10月13日	なし	教養試験	なし
(武道)	学卒)	当し、かつ次のウ	から9月	から10月		五肢択一式	
試験		に該当する者	26日まで	14日まで		50問150分	
		ア 昭和56年4月				専門実技試験	
		2 日から昭和61				人物試験	
		年4月1日まで				個別面接	
		に生まれた男性				作文試験	
		で、学校教育法				適性検査	
		による大学を卒				身体検査	
		業した者(卒業					
		見込みの者を含					
		む。)					
		イ 昭和61年4月					
		2日以降に生ま					
		れた男性で、大					
		学を卒業した者					
		(卒業見込みの					
		者を含む。)					
		ウ 柔道又は剣道					
		の段位3段以上					
		の者					
	武道B(高	次のア及びイのい					
	校卒業程	ずれにも該当する					
	度)	者					
		ア 昭和56年4月					
		2 日から平成 2					
		年4月1日まで					
		に生まれた男性					

号外第 117 号	島	根県	報	平成20年9月30日 (43)
	(ただし、学教育法に関係) (ただし、より、より、より、なり、なりのでは、1 ののでは、1 ののでは、1 ののでは、1 ののでは、1 ののでは、1 ののでは、1 ののでは、1 のののでは、1 ののでは、1	大 者 み)) 道 は、 (31 を卒 新に			
	以上。)				

報

林田	Ξ	.7	.7	.7	6.0 2	3.5	4.8	6.0		.5		3.0 1	0	.0 1		.0	5.0		5.0	6.0		.0	.9 10	9 0.	(
5 最終 所		6 34.7	6 12.7	6 23.7					9	6 14.5	9		6 11.0	6 11.0	9	6 12.0		9			9	6 12.0	6 14.9	6 13.0	0
記 な な な	(B)/(B)	2.9%	7.9%	4.2%	16.7%	28.6%	21.1%	16.7%	0.0%	6.9%	0.0%	33.3%	9.1%	9.1%	0.0%	8.3%	20.0%	0.0%	20.0%	16.7%	0.0%	8.3%	6.7%	7.7%	7
	盐	3	3	9	2	2	4	2	0	2	0	П	П	1	0	П	I	0	T	2	0	2	11	9	1
	の他																						0	0	(
	1																						0	0	
最終合格者数	卒高校卒																						0	0	
最%	短大卒																								
	大学卒	3	က	9	2	2	4	2		2				1					П	2		2	11	9	7
第2次試験	験者数 .	6	ಬ	14	C	ಣ	∞	C	2	7	ಬ	2	7	9		9	ಣ		ಣ	4	2	9	37	14	Ĺ
無	下	10	2	15	9	က	6	2	2	7	2	2	7	9	0	9	ಣ	0	က	2	2	7	40	14	Ĺ
(C)																							0	0	-
1次試験合格者数	短大卒 高校卒 その他																						0	0	
八試験台	卒高校																						0	0	-
第1%	卒 短大	10	2	2	9	3	6	2	2	7	2	2	7	9		9	3		3	2	2	7	40	14	
	大手																								Ĺ
贸縣率	(B)/(A)	71.7%	69.1%	71.0%	82.99	63.6%	65.5%	80.0%	85.0%	82.9%	80.0%	75.0%	78.6%	40.7%	100.0%	42.9%	83.3%	0.0%	71.4%	63.2%	70.6%	86.7%	68.3%	71.6%	700
	盐	104	38	142	12	7	19	12	17	29	∞	က	11	11		12	ಬ	0	ಬ	12	12	24	164	78	0
	その他										П		П										П	0	-
者数 (B)	高校卒	2		2																	П	П	2	1	c
受験者数	短大卒 高													2	$\overline{}$	ಣ					П	П	2	2	_
	大学卒 短:	102	38	140	12	7	19	12	17	53	7	ಣ	10	6		6	2		2	12	10	22	159	75	7 00
田花	XX (1)	145	22	200	18	11	53	15	20	35	10	4	14	27	-	28	9	-	7	19	17	36	240	109	
を発して 対し 対し しょうしょう しゅうしょう しょうしょう かいしょう かいしょう かいしゅう かいしゅう しゅうしゅう しゅう			b /		mD.			mD.			mD.	- L/		mD.	b /		mD.	L /		mD.					
	7. 人員	眠	6 	並	眠	4 	並	毗	2 X	並	眠	1 	盂	眠	1 	盂	眠	1 	並	毗	2 **	並	眠	17	4
<u> </u>			J D			补			重						*			獣			警察事務			祌	
	種類		①		<u> </u>	K <u>东</u>			孙 心			\ ₩ ■			<u>++</u> 			世 世	l		細	ıX		ŲΠ	

1	試験	(マン 区 学出年)	上 平型	斯 学學	田梨	HA.	受験者数	(B)		奶	無		1次試験合格者数	·数 (C)	無	2次試験		最終合格者数	3者数 (D)	<u> </u>	⊪≬		最終 基	茶料田業
- 一般事務 1 文 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	種類	N Kertu	4 🖃	₽₹ \$/		卒 短大4	2 高校平	その他	쾥	(B)/(A)		短大卒 扁	5校卒 そ	· 9		験者数 7	松	大卒 高札	交卒 子 0.			(B) (B)	HZ0:	1 xX 5.1現在
一				眠	7		7		2				ಣ		4	2						%0"		
1		빠	-	₩ ₩	2				က				-	\vdash	2	2				-		3.3%	3.0	П
中央市場 (出雲地区) 第 1			,		12				∞				4	2	9	4				\vdash		.5%	8.0	П
 () () () () () () () () () ()			-11	眠					0						0							%0"		
(中)				₩				П	1	100.0%				П	П	П				Н	1 100	%0"	1.0	
交換機格 7 女 女 38 12 2 2 2 2 6 86 37.78 8 1 4 2 6 6 78 37.78 8 7 4 2 5 7 1 1 1 4 2 4 2 7 1 1 1 1 1 4 2 4 2 7 1 1 1 1 4 2 7 1 1 1 1 4 2 4 2 4 1 1 1 1 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 4 1 4	恒		,	並	2			-	П	50.0%				Н	-	-				\vdash		%0"	1.0	Ţ
快機時 7 8 8 9									36						6	6	22					%6.8	7.2	4
(任義地区)	4	学校事務A	7						30						2	4	2						2.0	2
学校事務 3 1 2 1 3 1 3 1 3 1 83.3% 3 1 4 2 4 1 4 2 4 1 4 2 4 4 1 4 2 4 4 1 7 1 <th< th=""><th>恏</th><th>(出雲地区)</th><th>,</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>99</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>П</td><td>14</td><td>13</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9.4</td><td>9</td></th<>	恏	(出雲地区)	,						99					П	14	13	7						9.4	9
学校事務6 5 1 4 10 6 10 10 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 4 10 7 4 10 7 7 1 <th< th=""><th></th><th></th><th></th><td></td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>ಣ</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.0</td><td></td></th<>					12				10				ಣ		4	2							0.0	
公本機構 (計画) 計 (計画) 1 (掛				61				19			2	-	က	9	ව			\vdash				9.5	2
学校事務 1 5 11 6 7<		(出雲地区)	,		31				29			2	4	4	10	7			2	\vdash			9.7	2
学校事務 3 3 4 3 4 3 2 4 3 2 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 3 4 3 4 4 3 4 4 4 4 3 4 4 4 4 3 4 4 4 4 4 3 4 </th <th></th> <th></th> <th></th> <td></td> <td>15</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1%</td> <td>9.0</td> <td>П</td>					15	6			6						4	4						1%	9.0	П
(石見地区) 計 26 14 3 1 15 16 15 16 1	洲	学校事務A							6						4	ಣ	2					2%	4.5	П
学校事務 2 女 3 7 1000 7 1000 4 1 5 4 1 5 4 1 5 4 1 5 4 1 6 1 7 4 1 6 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 <		(石見地区)	,						18						∞	2	က					3.7%	0.9	2
学校事務 6 4 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th>眠</th> <th>7</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>7</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>4</th> <th></th> <th>5</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>%0"</th> <th></th> <th></th>				眠	7				7				4		5	2						%0"		
(石見地区) 計 1 </th <th>Ħ</th> <th></th> <th></th> <th>₩ ₩</th> <th>ಣ</th> <th></th> <th></th> <th>01</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th></th> <th>2</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th>%0.0</th> <th>1.0</th> <th>П</th>	Ħ			₩ ₩	ಣ			01	2				2		2	2			2			%0.0	1.0	П
 整察事務 2 女 3 4 3 4 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 5 4 5 4 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		(石見地区)	,		01				6				9	\vdash	7	7			2			2%	4.5	П
奏事務 2 女 3 4	赵			毗	4		7.	<u> </u>	4				4		4	4			H		1 25	%0.9	4.0	П
計 (2) 1 (2) <t< th=""><th></th><th>級</th><th>2</th><td>₩</td><td>ಣ</td><td></td><td></td><td></td><td>က</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>П</td><td>1 35</td><td>3.3%</td><td>3.0</td><td>П</td></t<>		級	2	₩	ಣ				က					1	2	2				П	1 35	3.3%	3.0	П
計 第 89 35 22 11 71 79.8% 12 6 14 4 30 26 6 6 6 6 6 6 6 7 7 83.8% 9 12 14 15 14 16 15 16 15 16 15 16 15 16 15 16 15 16 15 16 15 16 <th></th> <th></th> <th></th> <td>+</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>П</td> <td>П</td> <td></td> <td>%9.8</td> <td>3.5</td> <td>2</td>				+	7				7				2	1	9	9			П	П		%9.8	3.5	2
計488915683.8%9262191940341116.4%6.11111211211<									71			0	14	4	30	26	9	0	23	0		3%	8.9	9
169 59 12 41 26 138 81.7% 21 2 19 10 52 45 10 0 5 4 19 13.8% 7.3			19						29			2	D	9	22	19	4	0	ಣ	4		3.4%	6.1	6
									138			2	19	10	52	45	10	0	C	4		%8.	7.3	15

試験 種類 試験区分	探予人	知 同 別 別 別	t 受験申 J 込者数	大学卒	受験者数 短大卒 高校卒	受験者数 (B) 卒 高校卒 その他	並	受験率 (B)/(A)	大学卒	第 1 次試 5 短大卒 高	第1次試験合格者数 ((学卒 短大卒 高校卒 その他		第2次試験 受験者数	K		最終合格者数 (D) 短大卒 高校卒 その他	数 <u>~</u>	(D) その他	計	最 終 合格率	
		眠	6	9	П		7	77.8%	1										0	%0.0 0	
<u> </u>	#HIII	2 ** ** ** ** ** **	₹ 52	32	10		42	80.8%	7				7	7	7				2	2 4.8%	
		並	+ 61	38	11		49	80.3%	8					8	7				2	2 4.1%	
		眠	3			2		2 66.7%				2	2	2					1 1		
田姓 出	十代	1 	2	T	2			3 100.0%	П	7			ಣ	7					0	0 0.0%	
		並	9 +	П	2	2		5 83.3%		2		2	2	4				Ţ	1 1		
		毗	5	2	П	1	4	%0.08	2			1	4	60	H	1			2	2 50.0%	
診療放射線技		3 🖈	7	П	П		57	2 100.0%	Π				2	<u></u>		П			-	1 50.0%	
.		並	+ 7	3	2	1	9	85.7%	3	2		1	9	4	1	2			3	3 50.0%	
		毗	1				0	%0.0											0	%0.0 0	
質 言語聴覚士		1 	7	П			1	100.0%					П		П				—	1 100.0%	
		쾥	+ 2	1]	50.0%	1				1	T	1				1	1 100.0%	
格		眠	3	2			7	%2.99	1				1	1					0	0.0%	
管理栄養士		3 💢	₹ 29	21	2	T	24	82.8%	9			1	7	7	ಣ				က	3 12.5%	
		쾥	+ 32	23	2	1	26	81.3%	7			1	8	8	3				3	3 11.5%	
免		毗	2	П	1		7	2 100.0%		1			1	T		1			1	1 50.0%	
保健	塩	3 🖈	34	26	4	H	31	91.2%	9				7	9	2				2	2 6.5%	
į		쾥	+ 36	27	2	1	33	91.7%	9	2			8	7	2	1			3	3 9.1%	
		毗	шг				0	%0.0											0	0.0%	
即産	虚	6 **	2	က		1		5 100.0%	3	\vdash		П	2	ಣ	2				2	2 40.0%	
職		並	+ 2	3	1	1	73	5 100.0%	3	1		1	2	3	2				2	2 40.0%	
		毗	3 11	4	3	3	10	%6.06							4	3	3		10	10 100.0%	10 100.0% 1.0
看護	虚	94 😾	66 2	24	44	25	93	93.9%		ॴ	第2次試験なし	ر ا			23	39	22		84	84 90.3%	
		4													_						

	0月23日	= 1	2 次試験:10月21日~10月23	久試験	第27	3∃ 13∃	次試験: 9月23日	次試験	無																		
	75	2.1	48.0%	110	26	0	46	38	35	41	D	0	7	29	88.1%	229	34	0	71	124	260	캩					
号	65	2.1	47.5%	96	22	0	41	33	27	32	22	0	D	25	89.4%	202	28	0	65	109	226	¤	177	並		∜ Π	•
117	10	1.9	51.9%	14	4	0	2	C	8	6	က	0	22	4	79.4%	27	9	0	9	15	34	毗					
外第	1	1.0	100.0%	T			1				·				100.0%	П			1		1	苮		$\widehat{}$	2 o	無	
뒥		1.0	100.0%	П			-				験なし	52次試験な1	無		100.0%	П			П		H	Ø	4	监	世	助	
			0.0%	0											0.0%	0						毗					

看護師 試験:8月4日~6日 助産師(2回目) 試験:1月26日~27日

高卒程度試験......第1次試験:9月16日、第2次試験:11月4日~11月6日

武道A(大卒)試験……第1次試験:10月13日~14日 武道B(高卒程度)試験……第1次試験:10月13日~14日

大卒試験......第1次試験:7月8日、第2次試験:8月26日~29日

1		その他 計 (B)/(B) (B)/(D) H20.5.19 50 46 18 18 5.4	0	46 18 18.4% 5.4 1	50 20.7% 4.8	4 4 10.0% 10.0	54 19.1% 5.2	22 22.4% 4.5	10.5% 9.5	22 24 20.5% 4.9	20.0%		20.0%				0 91 20.5% 4.9	6 10.2% 9.8	22 0 97 19.3% 5.2
14 14 14 14 14 14 14 14		その他 計 MXT子や 超入や 高校や その他 計 DJ/BJ BJ/DJ 50 46 18 18 18.4% 5.4	0	46 18 18.4%	50 20.7%	4 10.0%	54 19.1%	22 22.4%	10.5%	22 24 20.5%	20.0%		20.0%				0 91 20.5%	6 10.2%	22 0 97 19.3% 5.
1	験合格者数(C) 第2次議会 最終合格者数(D) 最終を表されるです。 安藤者数 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	その他 計 本が目が 大字や 短入や 局校や その他 計 (D)/(B) 50 46 18 18.4%	0	46 18 18	20	4 10.0%	54	22		22							0 91	9	22 0 97 19
19 19 19 19 19 19 19 19	験合格者数 (C) 第2次議	その他 計 本が言が 入字や 組入や 高校や その他 計 50 46 18 18	0	46 18 18	20	4	54	22		22							0 91	9	22 0 97
14 14 14 14 14 14 14 14	 	その他 計	0	46 18	20				1 1	22							0	1 1 0	22 0
14 14 14 14 14 14 14 14		その他 計 本が可が 万字や 短入や 高校や 50 46 18	0	46			54	1 21	1 1									$1 \qquad 1 \qquad 0$	22
14 14 14 14 14 14 14 14		その他 計 本が可が 万字や 短入や 高校や 50 46 18	0	46			54	1 21	1								1 21	1	
14 14 14 14 14 14 14 14		その他 計 本然自然 入字や 組入 50 46 18	0	46			54		H	2							П	П	2
14 14 14 14 14 14 14 14		その他 計 	0	46			54												
14 14 14 14 14 14 14 14	(験合格者数 (C) 第2次試験 宣称を 2 つの 1 1 受験者数	その他 計 	0		111	16		1					П				69	4	73
14 14 14 14 14 14 14 14	[験合格者数 (C) 宣共立 2 の 44 計	その他 計 50	0	20	' '		127	39	∞	47							961	24	220
14 14 14 14 14 14 14 14	(験合格者数 (C) 言故故 2 € (M)	たの他 計	0	20															
14 14 14 14 14 14 14 14	(験合格者数 宣拉克 2 0.4	4 (4) (5) (4)			134	12	146	49	∞	27							233	20	253
1	(験合格 事業)	∦						6	1	10		験なし			験なし		6	1	10
計様区分	調画	<u>×</u>						37	9	43		2 次討			2 次討		37	9	43
1	ジーは							ಣ	П	4		無			無		3	T	4
	無 点	20 短		20	.34	12	.46										.84	12	96
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			%			%		%	%	%	%	%	%	%	%	%		%	
18 18 18 18 18 18 18 18		74					9				10		100.0	100			71	09	69
13 13 13 13 14 14 14 14	4		0	86	242	40	282	86	16	117	2	0	2	ຕາ	0	ຕາ	443	56	502
13 13 13 13 14 14 14 14	3	10年						21	Т	22							21	T	22
		交 4						89	12	80				က		3	71	12	83
	図 は	K 件 						6	9	15							6	9	15
	· [1]	88 超		86	242	40	282				2		23				342	40	382
注	≡数	K 25		32		72		35	36	31	2		2	3		3		38	
注験区分 分記 大	受込 験者3	3										1 :			1.				
10日 10			₩ ₩									Ø	11111		Ø	桖			
(1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (1) (6) (1) (7) (1) (8) (1) (9) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (4) (1) (4) (1) (5) (1) (6) (1) (7) (1) (8) (1) (9) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (1	张	<u>√</u>	1.01	15	20		54	22		24	1			1		1	36		36
	试験区分			0月採用)					卒			펦	₩		摦	卒程			
記事 W 回 W 回	記事 新華著	ķ	<u> </u>	(1		<u> </u>		摦	佪		,,,	祖			闰	<u></u>		⟨∏	

(f) 昇任試験

a 試験実施概要

÷+E+				試 験 日 程		試 験 内	容
試験の 種 類	区分	受験資格	試験実施	<u>ማ</u> 1 \/□ = ተ E ቀ	第 2 次	空 1 7万=十年	第 2 次
種類			通知日	第1次試験	試験	第1次試験	試験
警部昇任	一般	警部補として勤務	6月14日	9月12日	10月24日	筆記試験 8 科目	口述試験
試験		した期間が4年以				勤務成績等評定	術科試験
		上の者					
警部補昇	一般	巡査部長として勤	6月14日	(予備試験)	10月31日	(予備試験)	口述試験
任試験		務した期間が4年		8月20日		勤務成績等評定	術科試験
		(大卒者にあって		(1次試験)		五肢択一式50問	
		は2年)以上の者		9月13日		(1次試験)	
						筆記試験 8 科目	
						勤務成績等評定	
	専門	巡査部長として勤	6月14日	9月13日	11月2日	筆記試験 4 科目	口述試験
		務した期間が8年				勤務成績等評定	術科試験
		以上の者					
巡査部長	一般	巡査として勤務し	6月14日	(予備試験)	11月1日	(予備試験)	口述試験
昇任試験		た期間が4年(大		8月21日		勤務成績等評定	術科試験
		卒者にあっては2		(1次試験)		五肢択一式50問	
		年)以上の者		9月14日		(1次試験)	
						筆記試験8科目	
						勤務成績等評定	
	専門	巡査として勤務し	6月14日	9月14日	11月2日	筆記試験 4 科目	口述試験
		た期間が12年(大				勤務成績等評定	術科試験
		卒者にあっては8					
		年)以上の者					

b 試験実施結果

			予	備試	験	第	1 次 試	験	第 2 次		
試験の 種 類	区分	申込 者数	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率	合格 者数	試験合 格者数	最終 合格率	昇任 者数
警部昇任 試験	一般	人 134	人 -	% -	人 -	人 124	% 92.5	人 25	人 17	% 13.7	人 17
	一般	117	116	99.1	60	85	100.0	51	28	32.9	28
警部補昇 任試験	専門	10	-	-	-	9	90.0	7	4	44.4	4
111111111111	計	127	116	99.1	60	94	98.9	58	32	34.0	32
\± ±= =	一般	187	185	98.9	86	103	100.0	56	41	39.8	41
巡査部長 昇任試験	専門	34	-	-	-	33	97.1	24	16	48.5	16
> 1 1 T H>0.00	計	221	185	98.9	86	136	99.3	80	57	41.9	57
合	計	482	301	99.0	146	354	96.7	163	106	36.7	128

(注) 印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者25名。巡査部長予備免除者17名)

イ選考

⑦ 採用選考

a 適用根拠規定状況

規	Ē	部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
		細則第3条第1号・2	人	人	人	人	人	人
		号・8号(行政職3級以	11	-	1	10	-	22
	第	上・公安職4級以上)	(11)			(10)		(21)
	7	細則第3条第3号(海事			1			1
	条	職)	-	-	1	-	-	1
	第	細則第3条第4号(研究		_	_	_		
職員の	2	職の2級以上)	-	-	-	-	-	
任用に	号	細則第3条第5号~7						
関する		号、9号~11号(医療	17	18	-	-	-	35
規則		職)						
	第	7条第5号(他の地方公共	-	-	-	4	-	4
	団体	本又は国の在職者)				(4)		(4)
	第	7条第6号(かつて職員で		_	_	_		
	あっ	oた者)	_		_	_	_	
	第	7条第7号・8号(競争試	4	1	_	1	_	6
	験を	を行うことが不適当な職)	1	1		1		
地方公共	共団位	本の一般職の任期付職員の	_	_	_	_	_	_
採用に関	する	3法律第3条						
地方公共	其 団体	本の一般職の任期付研究員	_	_	_	_	_	_
の採用領	手に閉	関する法律第3条	_		_	_	_	
	合	計	32	19	2	15	-	68
		RI .	(11)			(14)		(25)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職	種	_	部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
			部 ・ 次 長 級	1		1			2
			課 長 級	4					4
行	政	職	グループリーダー	1			1		2
1 J	ШΧ	뫡	主任・主任主事・主任	6	1		1		8
			技師・主事・技師級	0	1		1		0
			計	12	1	1	2		16
			警視				3		3
			警部・警部補級				6		6
公	安	職	巡 査 部 長				4		4
			巡查						
			計				13		13
海	事	職				1			1
研	究	職	学 芸 員						
H/I	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	400	研 究 員	3					3
医	療 職	(—)	医師	3	14				17
医	療 職	(_)		7	4				11
医	療 職	\equiv		7					7
任其	明付研究	員							
		合	計	32	19	2	15		68

10 10 10 10 10 10 10 10	, [1	1														[1			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	試験		北縣区公		五 水塚田 水水 水水 水水		受験者数	(B)	必			験 合格者数	0	第2次試數	AFF	最終合格	- 1		⊪ 女	数 対 対 対 対 対 対 対 対 対		垂	H
(会) (種類		ころと		명 (A) (B)	大学卒	短大卒 高校卒	その他	(B)		短大卒	高校卒 その他		受験者数		短大卒	交卒 その			B) (B)/(I	= 白炎 D) H20.5.1現在		'n
(電子								2	100.		67	2						-				1次:	6/16
(由		П	₩				0.	%(0							%C		9 ~	6/17
中 日 日 日 日 日 日 日 日 日			計器	_				7	100.		67											2 次:	7/27
一									100.		~		2		67					%C		次	3/16
(由		П	₩				0.	%(0							%C		9 ~	6/17
 (金属・機械) (金属・機械) (全属・機械) (4) (6) (7) (8) (9)			子· 応用物理)						100.		67		2							%C		次	1/27
一									100.		~	1										1次	3/16
(金属・機様) 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1		由		П	₩				0.	%(0							%C		9 ~	6/17
		(強)	· •						100.		~											2 次	1/27
 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)									100.	%(2								
1		ച		4	**				0.	%(紙	; 2 次試験な	: د							%C			
薬 剤 師 6 女 5 1 <				,,,,,,					100.	%(~~						.5	6/24 ~ 2	55実施
(本) 前 前 6 女 5 5 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									100.	%(2							0.7	
売り工業を指摘に 計 12 12 12 100.0% 第 2 次試験なし 5 (41.7% 2.4 5 (42.4% 整型構造士 1 女 (あさび診療所) 1 2 3 50.0% 第 2 次試験なし 第 2 次試験なし 1 33.3% 3.0 1 9/2算 整型構造士 1 女 (おきび診療所) 1 2 3 50.0% 第 2 次試験なし 第 2 次試験なし 1 1 33.3% 3.0 1 9/2算 看護 師 4 女 (おきび診療所) 1 1 2 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	魁			9					100.	%(紙		<u>:</u>		رى 								
整 備				,4					100.	%(<u>π</u> 3							6/24	~ 25実施
本リコブター 本 第2次試験なし 第2次試験なし 第2次試験なし 9 0.0% 第2次試験なし 1 2 33.3% 3.0 33.3% 3.0 1 1 33.3% 3.0 1				11			П	2	50.	%(П					
1	拠	へ繋	ロ プ を		*				0.	%(無		ڗ							%C			
看護師 A4 女 2127 58.3%第2次試験なし4 4 57.1%1.84 4 57.1%1.84 4 57.1%1.84 4 57.1%1.84 4 57.1%1.84 4 57.1%1.84 57.1%1.84 4 57.1%1.87 57.1%1.84 57.1%1.87 57.1%1.84 57.1%1.81 100.0%2 50.0				,			1	2	50.	%(1			. 0	9/2実施	g
看護師 A4女12758.3%第2次試験なし457.1%1.8457.1%1.84(あさひ診療所)計 34100.0%第2次試験なし11100.0%第2次試験なし111111(あさひ診療所)計 5145100.0%第2次試験なし11250.0%2.02					毗				0.	%(%C			
(あきひ診療所) 計 12 12 1 100.0% 第 1 1 100.0% 第 2 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	#	橅	믎	4				7	58.	3%	紙	52 次試験な	۔ د					4					
看護師 B3女4100.0%第2次試験なし11100.0%100.0%(あさひ診療所)計5145100.0%34100.0%34100.0%360.0%1.7	7	€	さひ診療所)					7	58.	3%								4					g
看護師 B34100.0%第2次試験なし11250.0%2.0(あさひ診療所)計5145100.0%12360.0%1.7				11				П	100.	%(-					
(あさひ診療所) 計 5 1 4 5 100.0% 1 1 2 3 60.0% 1.7	É	橅	岀	33				ಣ	100.	%(紙	;2 次試験な	<u>:</u>										
	紙		さひ診療所)				<u></u>	4	100.	%(П		2				9/9実施	

		1 2/3 11														TI
1	1 9/23 ~ 24軍権	207 (0 1		1 11/1実施	1	2	3 11/18実施	1		1 12/9実施		2	2 1/27実施	1	14	2.5
1.0	4.0		2.0	0.9	4.0	1.5	2.3	1.0		1.0		1.0	1.0	3.2	1.9 1	0 2
									``		``					
100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	25.0%	%2.99	42.9%	2 100.0%	0.0%	2 100.0%	0.0%	2 100.0%	2 100.0%	31.7%	53.8%	40 90%
) <u>-</u>	0	\vdash	Т		2	3	2	0	27	0	27	7	13	14	7.0
														ಣ	C	α
П		4						2		2				ಣ	0	Çĩ
														0	-	-
			П	П	П	2	ಣ					7	2	7	∞	L
														10	0	0
														10	0	10
- 4	ج ح		なし			なし			なし			なし		ಣ	0	د
1. 1. 1.	第 2 次記職なし		第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし		0	0	
≥	·? ·		第2%			第2%			第2%			第2%		0	0	
														7	0	1
100.0%	100.0%	80.0%	%0.00	85.7%	%0.001	%0.001	100.0%	%2'99	0.0%	86.7%	0.0%	82.99	%2.99	89.1%	81.3%	95 Q0%
	υ 4 - 1	7	2	9	4 1	3	7	2	0	2	0	2	2	41	26	22
T	-	4												9	11	17
Н		4		П				2		2				4	П	Ľ
														0	\vdash	-
C	N 6.	1 4	\vdash	2	4	ಣ	7					2	7	31	13	-
— с	ა 4	2 4	2	7	4	ಣ	7	3		က		ಣ	က	46	32	Δ2
影 ‡	× ii		×	- 1	眠	×	- 1	眠	×		眠	×	- 1	眠	₩	#
	_		-			33			2			2			30	
- - -	情報官埋工		身体障害者対象	-般事務)		超	2 🗆 🖹)		舶乗組員	航海)		田語	(目回		#	

(f) 昇任選考

a 級別昇任者数(平成20年4月1日昇任分)

給料表	Į,		部局級	知事部局	病院局	企業局、議 会、各委員 会等	教育委員会	警察本部	計
			9	3人	人	1人	2人	人	6人
			8	13					13
			7	30		2	1	1	34
			6	66	1	4	9	2	82
行』	政	職	5	44	5	3	10	5	67
			4	62		3	6	4	75
			3	63		1	2	7	73
			2	19	3	1	3	2	28
			計	300	9	15	33	21	378
			9					4	4
			8					5	5
			7					9	9
			6					29	29
公	安	職	5					42	42
			4					34	34
			3						
			2						
			計					123	123
			5						
			4						
海	事	職	3	1			1		2
			2						
			計	1			1		2
			5						
			4	5					5
研 3	究	職	3	2			1	1	4
			2						
			計	7			1	1	9
			4		3				3
			3	1	1				2
医療職	t (-	-)	2	3					3
			計	4	4				8
			7						
			6		2				2
			5		2		1		3
医療職	t (=	=)	4	1	4				5
			3	2	1				3
			2	_	3				3

	計	3	12		1		16
	7						
	6		3				3
	5	1	5				6
医療職(三)	4	2	16				18
	3		20				20
	2						
	計	3	44				47
合 請	i†	318	69	15	36	145	583

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成19年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

ア 報告

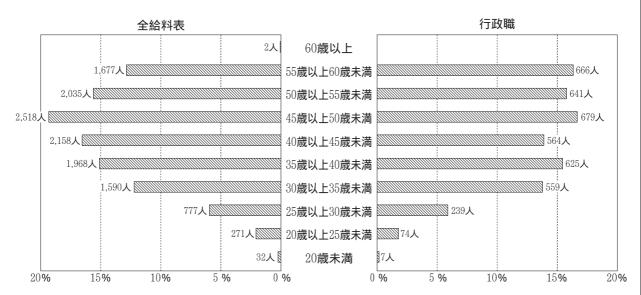
a 職員給与の概況

県職員の平成19年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

	区 分	職	数数	構	ኒ
給料表		平成19年	平成18年	平成19年	平成18年
行 政	職	4,054人	4,170人	31.1%	29.7 %
公 安	職	1,465	1,435	11.2	10.2
海事	職	57	59	0.4	0.4
研 究	職	244	246	1.9	1.8
医 療 職	(1)	46	146	0.4	1.0
医 療 職	(2)	167	275	1.3	2.0
医 療 職	(3)	62	574	0.5	4.1
大 学 教 育	職	-	121	-	0.9
高等学校等教育	育 職	2,140	2,163	16.4	15.4
中学校及び小学校教	育職	4,793	4,837	36.8	34.5
合 計		13,028	14,026	100.0	100.0

職員の年齢階層別人数及び構成比



職員の平均給与月額の状況

				区分			全 聪	戦 員	行政職	の職員
項	目			_		_	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年
給						料	380,593円	383,968円	357,132円	359,971円
管	Ŧ	里	職	٦	F	当	6,515	6,732	7,812	8,190
扶		養	3	手		当	11,670	11,313	12,744	12,703
地		域	3	手		当	370	764	457	450
住		居	3	手		当	3,380	3,712	2,260	2,425
特	地	勤	務		手	当	4,772	4,684	3,391	3,492
そ	その		他	2,368	3,979	1,810	1,896			
合				計	409,668	415,152	385,606	389,127		
				āΙ	(384,981)	(390,318)	(361,962)	(365,233)		

- (注) 1 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 - 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 - 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年 5 月から 6 月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内250の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「平成19年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち122事業所の調査を完了した。

また、昨年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の 理解を得て、98.4%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,477人及び研究員、医師等職種810人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で185,920円(昨年182,214円)、高校卒で148,489円(同 147,761円)となっており、いずれも昨年に比べて増額となっている。

一般の従業員の給与改定状況をみると、ベースアップの慣行のない事業所の割合が38.4%(昨年44.6%)となっている。ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%(同30.4%)となっており、昨年に比べて増加する一方、ベースアップを中止した事業所も27.5%(同23.4%)と増加している。なお、ベースダウンを実施した事業所はなかった(同1.6%)。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は73.4%(昨年72.3%)となっている。昨年よりも増額した事業所の割合は35.1%であり、減額した事業所の割合(6.7%)を上回っている。

民間における給与改定の状況

項 目 役職段階		項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし	
_	般	職	34.1%	27.5%	0.0%	38.4%	
管	理	職	27.1	30.4	0.0	42.5	

民間における定期昇給の実施状況

項目	定期昇給制								
役職 段階	度あり	- 中田 - 松中	昨年に比べ 増額	昨年に比べ 減額	昨年と変化 なし	定期昇給停止	定期昇給制度なし		
一般職	81.9%	73.4%	35.1%	6.7%	31.6%	8.5%	18.1%		
管 理 職	83.4	74.3	32.7	7.8	33.8	9.1	16.6		

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(b) 雇用調整の実施状況

平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は18.1%と昨年(22.8%)に比べて減少している。 民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の 停止・ 抑制	部門整 理・部 門間配 転	委託・ 派遣社 員へ転 換	転籍出	一時帰 休・休 業	残業の 規制	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	賃 金 カット	計
平成19年	3.6%	4.8%	3.2%	4.3%	2.1%	3.9%	5.0%	2.8%	1.8%	18.1%
平成18年	9.9	4.9	5.0	4.9	0.0	4.6	2.3	0.7	2.4	22.8

- (注) 1 平成19年は平成19年1月以降の実施状況、平成18年は平成18年1月以降の実施状況である。
 - 2 雇用調整の有無を項目別に調査(各項目は重複回答)。計欄は何らかの雇用調整を行った事業 所の割合である。

c 物価及び生計費

本年 4 月の消費者物価指数 (総務省) は、全国では100.1 (昨年100.1) と昨年と同水準であったが、松江市では99.8 (同100.4) と0.6%下落している。

また、本年4月の勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)は、松江市では341,060円となっており、この家計調査等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,970円、204,550円及び225,160円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省で公表された、平成18年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.2であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.6となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、 年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

なお、昨年の勧告において、民間企業従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模を従来100人以上から50人以上に拡大するなどの見直しを行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与378,000円に対して職員給与 は減額措置前で386,437円であり、8,437円(2.18%)上回っているが、減額措置後では362,740円であり、逆 に15,260円 (4.21%) 下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	聯昌级	合与 (B)	較 差			
K间船与 (A)	1410年		(A) - (B) ((A) - (B) / (B)	× 100)		
279 000 □	減額措置前	386,437円	8,437円(2.18%)		
378,000円	減額措置後	362,740円	15,260円 (4.21%)		

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

民間における家族(扶養)手当の支給状況については、配偶者と子2人にかかる支給率が、職員の扶養手 当の支給額を上回っている。

(b) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額の4.02 月分に相当していた。

これは、昨年(4.11月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)を0.43月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A) - (B)
4.00日八	4.45月分	0.43月分
4.02月分	(4.19月分)	(0.17月分)

(注) () 内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.45月)に特例条例の減額率(3~10%)分に相当する 月数を減じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること 等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると 判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

前記のとおり、本年 4 月分の給与額を比較したところ、減額措置前では昨年に引き続き職員給与が民間給与を上回っていた (2.18%) が、昨年 (3.17%) に比べ、その較差は縮小している。

これは、本県の民間事業所について、ベースアップ、定期昇給の状況がわずかながらも改善傾向にあることに加え、職員の給与水準について、その引下げが段階的に実施されている(注)ことによるものと思われる。

また、特例条例による給与の減額後では、昨年に引き続き職員給与が民間給与を下回っており、その較差は昨年より拡大している。

一方、国においては、月例給については俸給表、扶養手当、地域手当の引上げ改定を本年 4 月に遡及して 行うこととされたところである。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定が必要であると判断した。

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が 最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの 改正が行われた。

本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日(平成18年4月1日)における給料月額が、その前日に受けていた給料月額(切替前給料月額)に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

i 給料表

若年層の職員の給料水準については、平成14年以降、給料表の引下げ改定に伴って引き下げられているが、民間においては、初任給に伸びが見られたところであり、結果として、初任給を中心とした若年層の職員の給料は民間に比べ低い水準にある。

上記の点を踏まえ、公務への有能な人材確保の観点から、給料表については、人事院勧告に準じて、初 任給を中心に若年層に限定した改定を行うこととする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表については、行政職給料表との均 衡を考慮して改定を行うこととする。(注)

なお、再任用職員の給料月額並びに任期付研究員給料表(招へい型)及び特定任期付職員給料表については、改定を行わない。

(注) 国においては、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表は廃止されているため、当該俸給表にかかる勧告は行われていない。

ii 扶養手当

前述した民間における家族手当の支給状況を考慮するとともに、本県においても少子化対策が緊急的・ 重点的に取り組まれていることにも配慮し、人事院勧告に準じて、扶養親族である子等に係る支給月額を 引き上げることとする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

国においては、前記のとおり、支給月数を0.05月分引き上げ4.5月分とすることとされたところである。

一方、本県においては、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(4.45月分)が民間の特別給の支給割合 (4.02月分)を上回っており、昨年に比べ、その差は拡大(昨年0.34月分、本年0.43月分)している。

また、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されているが、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.19月分)で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を相当程度上回っていることが認められた。

期末手当・勤勉手当については、本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点からは、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保する必要性を認めつつも、昨年の勧告時の報告においては、広く県民の理解を得るために、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要がある旨言及したところである。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.2月分引き下げ4.25月分とすることとする。

引下げに当たっては、平成20年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.1月分ずつ引き下げることとするが、本年度については、6月期の期末手当が支給済みであることから、12月期の期末手当を0.2月分引き下げることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

(c) その他の手当等について

i 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合について、人事院勧告に準じて、下表のとおりとする。

平成20年度の地域手当の級地別支給割合

級 地 (支給割合)	支給地域 支給割合 平成20年度の地域手当の 支給割合		平成18年3月31日の 調整手当の支給割合
1 級地 (18%)	東京都特別区	16	12
2 級地 (15%)	大阪府大阪市	13	10
4 級地 (10%)	広島県広島市	7	3

(注) 2級地の欄中の 印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

ii 特殊勤務手当

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているものについて、廃止も含めて見直すとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進め、早期に改正する必要がある旨言及したところである。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当については、本年4月に、この趣旨に沿った改正が行われたところであるが(注)、その他の職員にかかる特殊勤務手当についても、できるだけ早期に改正を行うことが必要である。

(注) 関係条例等の改正により、他校兼務手当及び本分校勤務手当の廃止などの見直しが行われた。

iii 教育職員の給与等

本年6月に公布された学校教育法等の一部を改正する法律により、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職(注)を置くことができることとされた(平成20年4月1日施行)。

(注) 各職の職務内容

・副校長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる。

・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実 のために必要な指導・助言を行う。

また、これに先立つ本年3月の中央教育審議会(文部科学大臣の諮問機関)の答申「今後の教員給与の在り方について」においては、現在の4級制の給料表に関し、「主幹(仮称)又は指導教諭(仮称)が新たな職として位置付けられ、配置される場合には…都道府県において、必要に応じて…新たな級を創設することが望ましい」とされているほか、教員に一律4%支給されている教職調整額や、教員に特有の手当等について、見直しの必要性が指摘されている。

本県においては、副校長等の新たな職の設置に関する任命権者における検討結果を踏まえ、必要に応 じ、その処遇等にかかる検討を行うとともに、教職調整額などその他の手当等については、国の動向を注 視していく必要がある。

なお、産業教育手当及び定時性通信教育手当については、他の都道府県の動向を踏まえ検討を行う必要がある旨、昨年言及したところであるが、上記の国における手当等の見直しの動向も踏まえつつ、更に検討を行う必要がある。

iv 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の勧告時に、職員の勤務実績を的確に反映しうる給与制度の整備が喫緊の課題であるとして、昇給や勤勉手当の見直しに係る勧告を行い、昨年4月に関係条例等が改正されたところであ

る。

この見直しを実効あるものとするためには、任命権者における勤務実績の給与への反映を一層推進して いく必要がある。

(d) 人事管理上の課題について

i 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要があり、その前提として、職員の能力と実績を的確に評価し、その結果を適切に処遇に反映させる人事評価制度の構築が求められている。

国は、本年7月に国家公務員法を改正し、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、今後2年以内に新たな人事評価制度を整備し、任用、給与等の人事管理に活用することになった。

本県においても、新たな人事評価制度への取組が行われているところであるが、今後、国や他都道府県の制度も参考としながら、人事管理の基礎として活用できる人事評価制度の整備に取り組んでいく必要がある。

ii 人材育成と女性職員の登用等

地方自治体の主体性の強化が求められる一方、かつてない厳しい財政状況の中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と政策形成能力や想像力、専門性などの更なる向上が必要である。

とりわけ大幅な人員削減への取組が行われている状況にあって、行政水準を維持し、向上を目指すには、職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に求められており、そのための人材育成については、喫緊の課題として取り組んでいく必要がある。

特に、行政職の職員などの人事異動ローテーションに関しては、職員の専門性を向上させるという観点から、そのあり方を検討する必要がある。

若手職員の育成は、組織の活性化を図る上で取り組むべき重要な課題であり、意思形成過程への参加機会の充実、職場における人材育成体制の強化などを推進し、若手職員が生き生きと職務に取り組み、様々な課題に積極的に挑戦できる環境を整えていく必要がある。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員の管理職への積極的な登用、意思形成過程への参加機会の充実など、その育成・登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

iii 総実勤務時間の短縮

時間外勤務の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の維持・向上の面でも、職業生活と家庭生活の調和を図る上でも重要な課題である。したがって、適正な勤務時間管理に努めるとともに業務の見直しを行うなど、今後とも、時間外勤務の縮減を図る必要がある。

また、総実勤務時間の短縮のためには、年次有給休暇の積極的な取得を促進することが必要である。

人事院は、民間企業の所定労働時間が、国家公務員の勤務時間よりも短いという調査結果を受けて、本年の公務員人事管理に関する報告において、来年を目途に民間準拠の原則に基づいて見直しに関する勧告を行うという方針を示した。本件においても、国家公務員の勤務時間の見直しの状況等を注視しながら、検討を行っていく必要がある。

iv メンタルヘルス対策

職員の心身両面にわたる健康づくりは、職員個人や家族の充実した生活に資することとともに、ますます、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待に応えていくためにも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、職員自身がストレスに気づき、これに対処する方法を身につけること、各職場においては、管理・監督者を中心に職員相互の協力・支援や意思疎通を図ること等によりストレスの少ない働きやすい職場づくりを一層推進すること、任命権者においては、職員への相談事業、研修

事業を行うことなど、それぞれの立場での継続した取組が必要である。

v 弾力的な勤務形態の導入

育児や介護を行う職員に対して適切な支援策を講じていくことは重要な課題である。本年、再度の育児 休業を取得することができる事由(注1)の拡大等の改善がなされるなど、本県では、これまで育児や介 護のための休暇や育児休業の制度の拡充が行われてきたところであるが、これらの制度を利用しやすい職 場づくりや職員の意識の改善が引き続き必要である。

また、本年、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児のための短時間勤務(注2)の制度の導入が可能となった。この制度により、長期間にわたる職員の仕事と育児の両立が可能となるとともに、男性職員の育児参加の機会の拡大にも資することが期待されるものであり、本県においてもその導入について検討する必要がある。

一方、地方公務員法の一部改正により、近年の行政課題の複雑・高度化に対応できるよう、職員の幅広い能力開発を促進すべく、職員が自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を認める自己啓発休業制度(注3)を導入することが可能となった。職員の自発性や自主性を積極的に活かす柔軟な仕組みを用意することは、職員個人の自己啓発につながるのみならず、ひいては、組織全体の活力を高めることも期待されることから、職員の実態等を踏まえつつその導入について検討する必要がある。

(注1) 育児休業の取得は、1人の子について原則1回であるが、職務復帰等の後、条例で定める特別 な事情がある場合は、再度の取得が認められている。

(注2) 育児のための短時間勤務

対象となる職員:小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員(現行の育児休業は子が満3歳に達するまで)

勤務パターン: 1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3日、週2日半等の勤務形態から選択

給与:給料及び職務関連手当は勤務時間に応じた額。生活関連手当は全額支給。

(注3) 自己啓発休業制度

休業の事由:・大学等の課程の履修…国内外の大学等の教育施設の課程の履修

・国際貢献活動…国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち条例で定めるものへの参加

休業の期間:3年を超えない範囲内で条例で定める期間

給与:無給

(e) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の 原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得 て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

現在行われている特例条例による給与の減額措置については、県の財政運営が一段と厳しさを増していることから、減額措置の継続や管理職手当の上乗せ減額について議論されているところである。しかしながら、減額措置が職員の生活や職務に対する士気に与える影響は極めて大きいものがあり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請

する。

(1) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

- a 職員の給与に関する条例の改定内容
 - (a) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (b) 諸手当
 - i 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に配偶者がない場合の1人に係る手当の月額を除く。)を各1人につき6,500円とすること。

- ii 期末手当について
 - (i) 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.4月分(特定幹部職員にあっては、1.2月分)とすること。

再任用職員については、平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分(特定幹部職員にあっては、0.65月分)とすること。

(ii) 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ1.1月分及び1.3月分)とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分及び0.8 月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.6月分及び0.7月分)とすること。

- b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改定内容
 - (a) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (b) 期末手当について
 - i 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ii 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改定内容
 - (a) 特定任期付職員の期末手当について
 - i 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ii 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

d 改定の実施時期

これらの改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、アの(のの(b)、イの(のの(b)、イの(のの(b)、イの(のの(b)、イの(のの(b)、イの(のの(b)、イの(0のの(b) 、イの(0のの(b) 、イの(b) 、イの(

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度中において措置の要求はなかった。

また、係属中の事案もなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	処分者	処分内容	請求者	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成20年(不) 第1号事案	教育委員会	解雇予告	県立学校 教員	平成20年3月10日	処分の取消 し	平成20年3月13日 却下

また、係属中の事案はなかった。